

水道局人権行政推進委員会設置要綱

(制定 平成21年8月17日局長決)
(最近改正 令和6年6月28日局長決)

(設置)

第1条 全ての市民の人権が尊重される心豊かで生きがいのある社会の実現に向け、水道局（以下「局」という。）の事業運営を人権尊重の視点に立って総合的かつ効果的に推進していくため、水道局人権行政推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 局の事業運営を人権尊重の視点に立って推進していくために取り組む事項について協議し、決定すること
- (2) 職員に対する人権に関する研修の内容について協議し、決定すること
- (3) 局の事業運営を通じた人権に関する教育及び啓発に関する事項について協議し、決定すること
- (4) その他局の事業運営を人権尊重の視点に立って総合的かつ効果的に推進していくために水道局長が必要と認める事項について協議し、決定すること

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、水道局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、理事をもって充てる。
- 4 委員は、総務部長、企画担当部長、連携推進担当部長、お客さまサービス担当部長、工務部長、柴島再構築担当部長、技術業務再編担当部長、浄水統括担当部長及び水道センター統括担当部長をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会の事務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。この場合において、委員長は、必要があると認めるときは、委員長、副委員長又は委員の全部若しくは一部が水道局庁内情報ネットワーク（大阪市水道局公文書管理規程（平成13年大阪市水道事業管理規程第4号）第29条第3項に規定する水道局庁内情報ネットワークをいう。）を通じて相互に音声の送受信、資料の共有等を行う方法により会議を開くことができる。

- 2 委員会は、委員長が出席（前項に規定する方法による会議への参加を含む。以下同じ。）をし、かつ、現に在任する副委員長及び委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席をした副委員長及び委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、委員長は、委員会の議決すべき事件について特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、委員会の会議を開くことなく、副委員長及び委員の書面による表決によって議決をすることができる。この場合における前2項の規定の適用については、第2項中「委員会は、委員長が出席（前項に規定する方法による会議への参加を含む。以下同じ。）」をし、かつ」とあるのは「委員会は」と、「の出席」とあるのは「の書面による表決」と、「会議を開き、議決」とあるのは「議決」と、前項中「出席」とあるのは「書面による表決」とする。
- 5 委員長に事故があるときの第2項及び第3項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、前条第6項の規定により委員長の職務を行う副委員長は、委員長とみなす。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、学識経験者その他関係人から意見等を聴取することができる。この場合においては、必要に応じて関係人からの意見等の聴取をインターネットを通じて相互に音声の送受信、資料の共有等を行う方法により行うことができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

（幹事）

第5条 委員会に幹事を置く。

- 2 幹事は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 3 幹事は、委員会の所掌事務について、委員を補佐する。

（幹事会）

第6条 委員会の所掌事務に関する次に掲げる事項について協議させるため、委員会に幹事会を置く。

- (1) 委員会に付議する事項
 - (2) 委員会において検討を指示された事項
 - (3) その他委員長が必要と認める事項
- 2 幹事会は、幹事長及び幹事で組織する。
 - 3 幹事長は、総務部長である委員をもって充てる。
 - 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。
 - 5 幹事長に事故があるときは、委員長が指名する委員が幹事長の職務を行う。

6 第4条（第5項を除く。）の規定は、幹事会について準用する。この場合において、同条第1項中「委員長」とあるのは「幹事長」と、「副委員長又は委員」とあるのは「又は幹事」と、同条第2項から第4項までの規定中「委員長」とあるのは「幹事長」と、「副委員長及び委員」とあるのは「幹事」と、同条第6項及び第7項中「委員長」とあるのは「幹事長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 委員会及び幹事会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委員会の決定事項の実施)

第8条 委員は、それぞれ部長又は担当部長として所管している事務に係る委員会の決定事項をその責任において着実に実施しなければならない。

2 委員会の決定事項が委員の指揮監督の下で当該委員が部長又は担当部長として管轄する課及び事業所に所属する全ての職員により一体的かつ効果的に実施されるようするため、課及び事業所に所属人権行政推進会議（以下「所属推進会議」という。）を置く。
3 委員は、必要があると認めるときは、当該委員が部長又は担当部長として管轄する担当に所属推進会議を置くことができる。

4 柴島再構築担当部長及び技術業務再編担当部長の所管事務に係る所属推進会議に関する前項の規定の適用については、同項中「委員は」とあるのは「柴島再構築担当部長である委員及び技術業務再編担当部長である委員は」と、「ときは、当該委員が部長又は担当部長として」とあるのは「ときは、工務部長である委員と協議して、当該担当部長である委員が」とする。

5 所属推進会議は、課及び事業所又は担当に所属する課長等（課長、場長、所長及び担当課長をいう。以下同じ。）、課長代理等（課長代理、副場長又は副所長及び担当課長代理をいう。）、担当係長及び所属統括で組織する。

6 課長等は、それぞれ課及び事業所又は担当に設置された所属推進会議の事務を統括する。

7 第2項から前項までに定めるもののほか、所属推進会議の運営に関し必要な事項は、当該所属推進会議の事務を統括する課長等が定める。

8 委員は、当該委員が部長又は担当部長として管轄する課及び事業所に所属する全ての職員による委員会の決定事項の一体的かつ効果的な実施を確保するため、課長等に対し、隨時、課及び事業所又は担当における委員会の決定事項の実施状況について必要な報告を求め、又は必要な指示をするものとする。

附 則

1 この要綱は、平成21年8月17日から施行する。

2 大阪市水道局人権啓発推進委員会設置要綱（平成11年4月1日局長決）及び大阪市水道局の人権啓発推進に関する有識者委員会設置要綱（平成19年5月18日局長決）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和6年6月28日から施行する。

別表（第5条関係）

総務部総務課長

総務部企画課長

総務部連携推進課長

総務部お客さまサービス課長

工務部計画課長

柴島浄水場長

東部水道センター所長